

活力ある地域づくり事業

行政区やボランティア団体等が自主的に行う事業に補助金を交付しています

■地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業 (伝統行事)

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額5万円)

■行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業

事業に必要な経費の3分の2以内の額(上限額30万円)

※ただし、補助金の交付が4回以上の事業については必要経費の2分の1以内の額(上限額20万円)、7回以上の事業については必要経費の3分の1以内の額(上限額10万円)

申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南各出張所のいずれかに申請書を提出してください。(申請書は、町企画財政課および六郷・仙南各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます)

※補助金額が1万円未満となる事業は対象外となります。  
※飲食に関する経費など、補助の対象とならない経費がありますので、詳細は町企画財政課へお問い合わせください。

地域活動拠点整備事業

行政区の活動拠点となる集会施設等の整備事業に補助金を交付しています

■集会施設等の新築(全部改築を含む)を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額600万円)

■集会施設の増築、一部改築、修繕を行う事業

■外構、駐車場等の付帯施設の整備を行う事業

■防災資機材の整備を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額200万円)

※次に掲げる経費については、補助金額を経費の4分の3以内の額とします。

- ①下水道施設、集落排水施設への接続に要する経費
- ②上水道施設への接続に要する経費
- ③合併処理浄化槽の設置に要する経費
- ④施設のバリアフリー化に要する経費

⑤災害時の地域一時避難所としての防災資機材の整備に要する経費

申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南各出張所のいずれかに申請書を提出してください。(申請書は、町企画財政課および六郷・仙南各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます)

※事業費が10万円未満の事業は補助対象外となります。  
※改修内容等によっては補助の対象とならない場合がありますので、詳細は町企画財政課へお問い合わせください。

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

ざいじゆうがい こくじん そうだんいん しょうかい  
在住外国人のための相談員を紹介します

【日本語】

大仙市、仙北市、美郷町にお住まいの外国人のための相談員を紹介します。生活するうえで困ったことや分からないことがありましたら次の相談員へお気軽にご相談ください。

地域	相談員	連絡先
大仙市	鈴木 通明	☎090(2276)1113
仙北市	田村 雄幸	☎090(2957)1754
美郷町	加藤 千恵子	☎0187(84)2234

【中国語】

为居住在大仙市，仙北市，美乡町的外国人提供咨询服务。如果您在生活上有什么困难或者遇到什么疑问，请与以下咨询顾问联系。

地区	咨询顾问	联系电话
大仙市	铃木 通明	☎090(2276)1113
仙北市	田村 雄幸	☎090(2957)1754
美乡町	加藤 千恵子	☎0187(84)2234

担当

大仙市 観光交流課 ☎0187(63)1111(内線216)  
仙北市 教育委員会生涯学習課 ☎0187(43)3383  
美郷町 企画財政課 ☎0187(84)4901

主办单位

大仙市 旅游交流課 ☎0187(63)1111(分机216)  
仙北市 教育委員会生涯学習課 ☎0187(43)3383  
美郷町 企画財政課 ☎0187(84)4901

## あきた結婚支援センター入会登録料・更新料を全額助成しています

町では、あきた結婚支援センターに入会する際の登録料および更新の際の更新料を全額助成しています。

- 対象**◆①新規にあきた結婚支援センターに入会する美郷町民  
②既にあきた結婚支援センターに入会していて、令和5年度中に更新手続きをする美郷町民

**助成金額**◆1万円(2年間分)

**申請方法**◆あきた結婚支援センター入会および更新登録時に、申請書類をあきた結婚支援センターへ提出してください。  
※手続きはすべてあきた結婚支援センターで行いますので、役場にお越しになる必要はありません。

**申請書類**◆助成金交付申請書、同意書

あきた結婚支援センターの登録に関すること 一般社団法人あきた結婚支援センター ☎0800(800)0413  
(登録料・更新料に関することは町企画財政課へ)

## 「結婚サポーター」を募集しています

秋田県では、出会いや結婚を希望する独身の方々の「出会い・結婚支援」をボランティアでサポートする「結婚サポーター」を広く募集しています。随時受付していますので、ぜひご応募ください。

**活動内容**◆秋田県に登録し、各地域で主に次のような活動をボランティアとして行います。「できることをできる範囲で」ご協力ください。

- ・出会いや結婚に関するお世話やアドバイス
- ・あきた結婚支援センターの紹介や出会いイベント参加のすすめ
- ・出会いイベントの企画・開催のお手伝い
- ・あきた結婚支援センター事業や市町村事業への協力 など

**活動期間**◆登録の日から2年後となる日の属する年度末(更新あり)

※令和5年度に登録をした方は、令和8年3月31日までとなります。

**申込方法**◆「結婚サポーター」応募用紙に記入のうえ、町企画財政課へご提出ください。応募用紙は、町企画財政課および六郷・仙南各出張所に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

### ■活動までの流れ

- ①町を通じて秋田県へ応募します。応募後ご都合の良い日時に、町内会場にてあきた結婚支援センターが行う2時間程度の研修(独身の方への具体的な支援方法や個人情報保護等について)を受講していただきます。
- ②研修終了後、秋田県から「身分証」が交付されます。
- ③あきた結婚支援センターWebサイト等でサポーターのお名前とお住まいの市町村名を掲載し、地域の皆さんにPRし、活動開始となります。

### その他詳細についてのお問い合わせ

- 一般社団法人あきた結婚支援センター  
☎0800(800)0413
- 秋田県あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課  
☎018(860)1552

### ～美郷町出会い創出事業～

## 出会いを希望する独身男女へ出会いの場を提供する(交流イベント等を実施する)団体に補助金を交付します

出会いを希望する独身男女を対象に、主催者がそれぞれの多様な特性を生かし、自ら企画・運営するイベントに補助金を交付します。

**交付対象**◆結婚支援を推進する町内の団体および企業

**補助金額**◆補助対象経費のすべて(上限額30万円)

※飲食代等補助対象経費に該当しないものもありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

**申込方法**◆事業を行う2週間前までに、町企画財政課へ申請書を提出してください(申請書は町企画財政課に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます)。

**対象事業**◆次の要件をすべて満たす事業

- ①20歳以上の独身男女を対象とする交流イベント等であること
  - ②参加者が10名以上であること  
※参加者要件を「20人以上」から「10人以上」に変更し、利用しやすくなりました。
  - ③参加者の男女比率の少ない方の比率が参加者全体の30%以上であること
  - ④参加者のおおむね過半数が、町内に居住する方または町内に勤務する方であること
  - ⑤交流イベント等は、町内において実施すること
  - ⑥公序良俗に反するまたは社会通念上適当でないと思われる内容は含まないこと
- (例)パーティーなどの食事会、文化・スポーツまたはボランティア活動などを介したイベントや体験教室、交際力を高めるための自己啓発的な講座やセミナーなど

問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901